

子どもたちの笑顔のために

～さがみはら子どもの権利相談室の開設と 11 月の子ども関連事業・取組～

相模原市では、「相模原市子どもの権利条例」に基づき子どもの権利侵害に関する相談窓口として「さがみはら子どもの権利相談室」を 11 月に開設します。相談室には、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置し、子どもの様々な悩みを受け付けるとともに、子どもを権利の侵害から救済するため、第三者の立場からの働きかけを行います。

また、条例では、11 月 20 日を「さがみはら子どもの権利の日」と定めており、11 月のいじめ防止強化月間や児童虐待防止推進月間と合わせ、子どもの権利を考える機会や子どもの社会参加の促進、子どもを守るための取組等を重点的に行います。

1 さがみはら子どもの権利相談室の開設

子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員が、子どもの様々な悩みを受け付け、子どもの気持ちに寄り添いながら、その子にとって一番いい方法を一緒に考え、子どもが自分の力で問題を解決できるように支援します。相談で解決できない場合は、申し出により、調査や調整を行うなど、問題の解決に向けて取り組みます。

子どもを対象とする権利侵害であれば、大人の方も相談できます。

名 称：さがみはら子どもの権利相談室

開 設 日：11 月 2 日（月）

開設場所：青少年学習センター内（中央区矢部新町 3-15）

開設日時：月～金曜日 午後 1 時～午後 8 時

土曜日 午前 10 時～午後 5 時

祝日、年末年始及び青少年学習センターの休所日を除く

対 象：相模原市に在住、在勤、在学の 18 歳未満の子どもの権利侵害に関する相談
18 歳以上でも、高校生など、学校や施設に在籍している子どもは対象。

相談方法：電話・面談（予約制）

子ども専用 ☎0120-786-108（なやむときは無料でお話できます）

大人の方 ☎042-786-1894

2 いじめ防止フォーラムの開催

「考えよう子どもの人権、子どもの権利～いじめのない社会づくりにむけて～」をテーマに、学校における児童生徒の取組発表・基調講演のほか、中学生、高校生、大学生をシンポジストに迎え、子ども・学校・家庭・地域・関係機関等がいじめの未然防止に向けた取組や行動（できること）を考えるとともに、子どもの権利の理解と関心を深める機会とします。

日 時：11 月 15 日（日） 午後 1 時～午後 4 時

会 場：相模原教育会館

内 容：学校における児童生徒の取組発表、基調講演、シンポジウム

定 員：200 名



H26 年度の様子

3 児童虐待防止推進月間事業の実施

市では、相模原市電設協会、相模原市印刷広告協同組合、和泉短期大学と連携し、11月の「児童虐待防止推進月間」に様々な啓発活動を実施します。

潤水都市さがみはらフェスタに子育て応援ブースを出展

記念手形の製作やふせんアートなど、親子で楽しめるコーナーを設けます。

- ・日時：10月31日(土)、11月1日(日) 午前10時～午後5時
- ・場所：相模総合補給廠

ウェルネスさがみはらをオレンジ色にライトアップ

市電設協会との協働により、ウェルネスさがみはらをオレンジ色にライトアップします。

- ・期間：11月2日(月)～8日(日) 午後5時～午後8時

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in all かながわ

毎年厚生労働省が主催する同フォーラムについて、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市共催のもと実施します。(事前申込制。申込みは締め切りました。)

- ・日時：11月8日(日) 午前10時00分～午後4時45分
- ・会場：メイン会場・はまぎんホール
分科会会場・はまぎんホール、横浜市社会福祉センター
- ・内容：分科会、基調講演、全体会

オレンジリボンとメッセージカードを配布

和泉短期大学の学生が作成したオレンジリボンに、市印刷広告協同組合から提供されたメッセージカードを添えて、学生等との協働による街頭啓発や各種イベントにおいて配布します。

- ・街頭啓発の日時及び場所

11月9日(月) 午後5時～午後6時 相模大野駅周辺

11月11日(水) 午後5時～午後6時 橋本駅周辺



映画「うまれる ずっと、いっしょ。」上映会を開催

ドキュメンタリー映画「うまれる ずっと、いっしょ。」の上映会を開催します。

- ・日時：11月29日(日) 午前10時～午前12時30分 ママさんタイム上映
午後2時～午後4時30分 一般向け上映

お子様連れでも参加しやすいように、会場を真っ暗にしない等の対策をして上映します。

- ・会場：サン・エールさがみはら
- ・対象：市内在住・在勤・在学の方400名(200名×2回)
- ・申込方法：11月8日(日)【消印有効】までに、往復ハガキに参加者全員の氏名、上映会当日の年齢、代表者の住所、ご希望の上映時間(午前、午後) 第2希望まで記入可、「映画上映会希望」を明記の上、こども青少年課(〒252-5277 中央区中央2-11-15)へお送りください。 往復ハガキ1枚につき5名まで申込みできます。

問合せ先 【1,3】 こども青少年課
電話：042-769-9811
【2】 学校教育課
電話：042-704-8916